

情報教育と情報モラルについて

本資料に記載したページは、「情報教育ガイドブック 教育の情報化を推進するために（茨城県教育研修センター）」の参照ページを示します。

「情報教育」...次の3観点を育成するために行われる教育。3観点をバランスよく育成する事が重要。

(P.1~) A 情報活用の実践力 B 情報の科学的な理解 C 情報社会に参画する態度

「教育の情報化」...次の3点から教育の質の向上をめざすもの

(P.3~)

- ・情報教育 ~子どもたちの情報活用能力の育成~
- ・教科指導におけるICT活用 ~各教科等の目標を達成するための効果的なICT機器の活用~
- ・校務の情報化 ~教員の事務負担の軽減と子どもと向き合う時間の確保~

教育の情報化に関する手引き(平成21年3月文部科学省)

http://www.next.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1259413.htm

【教員のICT活用指導力のチェックリスト】(P.38~39)

「A 教材研究・指導の準備・評価にICTを活用する能力」「B 授業中にICTを活用して指導する能力」「C 生徒のICT活用を指導する能力」「D 情報モラルなどを指導する能力」「E 校務にICTを活用する能力」に関する18項目(回答は4段階)について、全ての教員に平均3.0以上の能力が求められている。

「情報モラル教育」...情報社会を生きぬき、健全に発展させていく上で、すべての国民が身につけて

(P.22~) おくべき考え方や態度、的確な判断力を養う礎になる教育。

教科横断で実施されることが明記(小・中学校学習指導要領《平成20年3月》総則)

(高等学校学習指導要領《平成21年3月》総則)

【「情報モラル」指導の拠り所となる資料】

すべての先生のための「情報モラル」指導実践キックオフガイド
(文部科学省委託事業 平成19年3月 財団法人 日本教育工学振興会(JAPET)発行)

【情報モラル教育の概要を短時間で把握するのに最適の教材】

情報モラル指導セミナー「5分でわかる情報モラル」 http://swb.nctd.go.jp/5min_moral/
情報モラル教育の必要性和教育全体での位置づけ、指導方法などを、約5分(実際は9分強)の映像で紹介するものである。

なお、上記の「情報モラル」指導実践キックオフガイド(以下、単にキックオフガイドという)もこのWebサイトからダウンロードできる。

先生自身が知っておくべき「情報モラル」の内容

参考 キックオフガイド

1 インターネット(ケータイを含む)の世界で起きていることに関する知識

どのようなサイトが存在するかを知る必要性。状況把握をしっかりと行う必要性。

- ・自分の学校のことが書かれている匿名掲示板
- ・生徒が運営しているブログ
- ・プロフィール紹介サイト(プロフ)
- ・出会い系サイト、アダルトサイトなど

なりすまし、学校裏サイト、ネットいじめ、ネット上で使われる隠語の理解など

トラブルの未然防止、早期発見

【学校裏サイト、プロフの現状(ほんの一端)を知ることができるWebサイト】

学校裏サイトリンク集(全国Webカウンセリング協議会) <http://www.web-mind.jp/gus/>

前略プロフィール(生徒が利用するプロフの1つ) <http://pr.cgiboy.com/>

その他、YahooやGoogleなどの検索エンジンで「中学校スレッド」、「高校スレッド」などで検索すると裏サイトが見つかる可能性がある。

2 情報モラルの教材・授業実践事例の情報に関する知識

インターネット上には、無料で利用することができる情報モラルの教材・授業実践事例を紹介するWebサイトが多数存在する。その一例を下に示す。

“情報モラル”授業サポートセンター <http://sweb.nctd.go.jp/support/>
 インターネット活用ハンドブック，モラル・セキュリティ編 <http://www.cec.or.jp/books/guidebook.pdf>
 インターネット活用のための情報モラル指導事例集 <http://www.cec.or.jp/books/H12/pdf/b01.pdf>
 ネット社会の歩き方 <http://www.cec.or.jp/net-walk/>
 ネット社会の7つの常識 <http://www.fmmc.or.jp/ejf/guide/index.html>
 知識集約型ネットワーク社会における個の自衛 <http://www.tokai-ic.or.jp/selfdefense/>
 茨城県教育研修センターの「情報モラル」に関する情報
<http://www.center.ibk.ed.jp/contents/jouhou/moral/moral.htm>

3 法律や情報セキュリティの知識

保護者や教員が気づいたときは手遅れであることが多い。教員が法律の正しい知識を持ち、生徒の指導にあたる必要がある。

著作権法...文章や写真，絵画，音楽，動画などの著作物を，その著作者に無断で他人に利用されない権利である著作権について定めた法律。

他人の著作物の利用には原則として著作権者の許諾が必要であるが，授業の過程における利用については，著作権法 35 条で著作権者の許諾なく複製できるケースが定められている。

【著作権に関する問題例（学級だよりと著作権）】

インターネットで見つけた写真やきれいなデザインの絵柄を学級だよりに貼り付けて作成・印刷して保護者向けに配布した。著作権者の許諾は得ていない。

保護者向けに配布される場合は授業の過程における利用とはみなされず，著作権法 35 条は適用されないで認められない。著作権者の許諾が必要である。

【著作権についての詳しい情報】（P.26～32）

文化庁・著作権制度に関する情報 http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index_2.html

学校における教育活動と著作権（P.42～）

http://www.bunka.go.jp/1tyosaku/kyouiku/pamphlet/pdf/gakkou_chosakuken.pdf

学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第 35 条ガイドライン

<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.pdf>

個人情報保護に関する法令

茨城県個人情報保護に関する条例

<http://www.center.ibk.ed.jp/contents/jouhou/moral/newno5/jyorei.pdf>

学校における生徒等に関する個人情報の取扱いに係るガイドライン

その他の法令（不正アクセス行為の禁止等に関する法律，プロバイダ責任法，出会い系サイト規制法，青少年保護条例など）

情報セキュリティ...指導要録，生徒名簿などの情報資産を情報の漏えい，改ざん，消失等の様々な危険から安全に守ること。

情報セキュリティ対策の具体例（パスワードの管理，ウィルス対策，パソコンの管理，メディアの管理，無線（P.34～） LAN対策，不正アクセス対策など）

情報セキュリティ10ヶ条（茨城県情報セキュリティ委員会）
 （P.36）

4 問題への対処に関する知識

問題が起ったときの対処法についても知っておくことが重要である。

掲示板等への誹謗・中傷等への対処 掲示板の管理者もしくはプロバイダに削除依頼する。

解決しない場合は，警察，法務局，地方法務局に相談。

財団法人インターネット協会などの財団法人やNPO法人で相談窓口を設けている所もある。

『ネット上のいじめ』に関する対応マニュアル・事例集（文部科学省）

http://202.232.86.81/b_menu/houdou/20/11/08111701.htm

茨城県教育研修センターの「ネットいじめ」に関する情報

<http://www.center.ibk.ed.jp/contents/jouhou/moral/newno8/netijime.htm>